

# 「鶴舞幼稚園」の 今後について



【日時】平成28年9月29日（木）午前10時00分～

【場所】鶴舞幼稚園

奈良市子ども未来部  
子ども政策課

# 本日の説明の内容

- ①こども園の運営内容について . . . 1
- ②入園手続と保育料等について . . . 4
- ③民間移管までの進め方について . . . 16

# ① こども園の運営内容について

平成29年4月より市立こども園に移行しますが、以下の運営内容により、運営及び園児募集を行いたいと考えています。

## (1) (仮称) 鶴舞こども園について

### 【 1. 対象年齢とクラス数 】

3歳～5歳で各学年1クラス

### 【 2. 利用区分 】

- 1号認定 … 従来の幼稚園と同様の利用形態  
こども園では、給食を提供  
預かり保育（有料）の利用が可能
- 2号認定 … 従来の保育園と同様の利用形態  
こども園でも、給食を提供  
就労や介護等の一定の条件が必要

# ① こども園の運営内容について

## (1) (仮称) 鶴舞こども園について

### 【 3. 保育時間 】

1号認定 … 月～金 午前9時～午後2時まで

※預かり保育は、午後2時～午後5時まで  
長期休業中も実施（午前9時～午後5時）

2号認定 … 月～金 午前9時～午後5時まで

### 【 4. 休園日 】

1号認定 … 土・日・祝日、長期（夏・冬・春期）休業日

2号認定 … 土・日・祝日、年末年始

# ① こども園の運営内容について

## (2) 給食の提供について

### ○給食の提供方法

青和こども園で調理した昼食とおやつを食缶に入れて鶴舞こども園へ運び、食器に盛り付けて提供します。

青和こども園  
調理室

- 昼食、おやつ  
の調理をする
- 給食を食缶に  
入れる
- 使用した食器  
と食缶の洗浄、  
消毒

食缶（給食・  
おやつ）・食器

鶴舞こども園  
各保育室

- 食器に盛り付  
け、配膳する

使用した食器



# ① こども園の運営内容について

## (2) 給食の提供について

### ○アレルギー対応

青和こども園と同様に、医師の指示に基づき、アレルギー原因食物を除去した対応食を提供する予定です。

※アレルギー対応が困難な場合はお弁当を持参いただく可能性もあります。

### ○給食費について

給食食材料費相当分をご負担いただきます。

- 1号認定 ⇒ 3,740円/月 (220円/食)

主食代+副食代

- 2号認定 ⇒ 600円/月 (30円/食)

保育料に副食代が含まれているため、主食代のみ

※給食を食べない日数によっては給食費が変更になります。

# ① こども園の運営内容について

## (3) 職員の配置について（標準例）

○こども園の職員配置の基本例は、以下のとおりです。  
実際には、来年度の入園予定数を基に、今年度末に決定します。

### 【 3クラス編成の場合の体制イメージ 】

- 園長 1名
- 副園長 1名
- クラス担任 3名
- 子育て支援 1名

上記に合わせて、預かり保育や特別支援の担当職員を在園状況に応じて配置することになります。

## ② 入園手続と保育料等について

こども園移行後の入園手続については、1号認定であれば市立幼稚園と、2号認定であれば保育園と同様の手続となります。

### (1) 定員と募集人数について

	3歳児 ( )は進級予定	4歳児 ( )は進級予定	5歳児 ( )は進級予定	合計
1号	17人 (－)	22人 (－)	22人 (8)	61人 (8)
2号	3人 (－)	3人 (－)	3人 (－)	9人 (－)
合計	20人 (－)	25人 (－)	25人 (8)	70人 (8)

※認定こども園に移行すると、2号認定（保育園利用）の定員を必ず設定しなければなりません。

※1号認定と2号認定は定員を別々に運用しますので、2号認定の定員の一部を1号認定に回す等の運用はできません。

## ② 入園手続と保育料等について

### (2) こども園の入園手続について

平成29年4月入園は以下のとおり予定しています。

	1号認定	2号認定
必要書類	<ul style="list-style-type: none"><li>入園願書</li><li>市内在住を証明する住民票等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>※申込にあたっては、就労等の保育を必要とする理由が必要</li><li>利用申込書のほか、保育を必要とする理由の証明書等、複数の書類が必要</li></ul>
申請時期	<ul style="list-style-type: none"><li>【願書配布】</li><li>平成28年10月17日以降</li><li>【願書受付】</li><li>平成28年10月24日から10月28日まで</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>しみんだより11月号に掲載</li><li>昨年度の4月入園申込の締切は12月10日</li><li>5月以降の入園申込は、毎月前月の10日が締切</li></ul>
申請先	<ul style="list-style-type: none"><li>鶴舞幼稚園</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>市役所の保育所・幼稚園課</li></ul>
選考等	<ul style="list-style-type: none"><li>定員超過時は年齢別に抽選</li><li>兄弟姉妹在園者を第1優先とし次に鶴舞小学校区在住者を優先</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>定員の範囲内において、必要度の高い子どもから入園を調整</li></ul>

## ② 入園手続と保育料等について

### (3) こども園の保育料等について

#### 【 毎月の保育料について 】

- こども園移行後も、1号認定は市立幼稚園と、2号認定は保育園と同額の保育料となります。
- 保育料の決定にあたっては、ご家庭の所得の状況（世帯の市(区町村)民税所得割課税額で算定します（同居の祖父母等を含む場合があります）。
- 1号認定と2号認定の保育料の月額については、次ページをご覧ください。

## ② 入園手続と保育料等について

### 【 1号認定の保育料について-平成28年9月時点- 】

奈良市定義と階層区分 金額は市(区町村)民税所得割課税額		平成29年度 市立幼稚園・こども園
A	生活保護世帯等	0円
B1	市民税非課税世帯	ひとり親世帯等 2,100円
B2	(所得割非課税世帯含む)	
C1	48,600円未満	ひとり親世帯等 2,600円
C2		5,200円
D1-1	67,000円未満	ひとり親世帯等 3,450円
D1-2		6,900円
D2-1	77,101円未満	ひとり親世帯等 3,700円
D2-2		7,400円
D3	97,000円未満	8,700円
D4	133,000円未満	10,000円
D5	169,000円未満	11,300円
D6	211,201円未満	12,600円
D7	301,000円未満	14,700円
D8	397,000円未満	16,800円
D9	397,000円以上	18,900円

## ② 入園手続と保育料等について

### 【 2号認定の保育料について-平成28年9月時点- 】

奈良市定義と階層区分 金額は市(区町村)民税所得割課税額			平成29年度 2号認定(3歳以上)	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等		0円	0円
B1	市民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0円	0円
B2	(所得割非課税世帯含む)		2,300円	2,300円
C1	48,600円未満	ひとり親世帯等	2,750円	2,700円
C2			5,500円	5,400円
D0-1	57,700円未満	ひとり親世帯等	4,650円	4,550円
D0-2			9,300円	9,100円
D1-1	67,000円未満	ひとり親世帯等	4,650円	4,550円
D1-2			9,300円	9,100円
D2-1	77,101円未満	ひとり親世帯等	7,250円	7,150円
D2-2			14,500円	14,300円
D3	97,000円未満		16,000円	15,700円
D4	133,000円未満		18,500円	18,200円
D5	169,000円未満		21,000円	20,600円
D6	211,201円未満		23,300円	22,900円
D7	301,000円未満		24,000円	23,600円
D8	397,000円未満		26,000円	25,600円
D9	397,000円以上		28,000円	27,500円

## ② 入園手続と保育料等について

### (3) こども園の保育料等について

#### 【 保育料以外の諸費用 】

##### ○預かり保育（チケット制）

- 1号認定の在園児を対象に、午後2時から午後5時までの間に利用できます。利用料は1日あたり300円です。
- 夏休み等の長期休業中は、午前9時から午後5時までの間で実施しており、利用料は1日あたり300円です。

##### ○給食

- 1号認定：月3,740円（1食220円）
- 2号認定：月600円（1食30円）

##### ○教材費、行事用おやつ代

# ● 運営内容と手続等について -まとめ-

幼稚園からこども園に移行するにあたり、現状から変わること、変わらないことをまとめると次のとおりです。

## (1) こども園に移行することで変わること

### 【 1. 受入年齢と定員 】

	3歳	4歳	5歳	合計
1号	17	22	22	61
2号	3	3	3	9
合計	20	25	25	70

※認定こども園に移行すると、2号認定（保育園利用）の定員を必ず設定しなければなりません。

※鶴舞幼稚園の施設では、1学年1クラスのみを設定になります。

# ● 運営内容と手続等について -まとめ-

## (1) こども園に移行することで変わること

### 【 2. 最大の開園時間 】

[現在] 午前9時～午後2時まで（預かり保育なし）

[今後] 午前9時～午後5時まで（預かり保育あり）

※午前9時から午後2時までは、1号認定の子どもと2号認定の子どもの共通利用時間として同じクラスの中で過ごします。

※預かり保育の利用料については、1日あたり300円です。

### 【 3. 給食 】

- 月曜日から金曜日まで、青和こども園で調理した昼食とおやつを鶴舞こども園へ運び、食器に盛り付けて提供します。
- なお、給食の提供にあたっては、食数に応じて費用をご負担いただくこととなります。

# ● 運営内容と手続等について -まとめ-

## (2) こども園に移行しても変わらないこと

### 【 1. 園児募集の時期 】

- 1号認定は、市立幼稚園と同様に10月中旬より入園願書を配布する予定です。願書の受付も園で行います。  
定員を超えた場合は、鶴舞小学校区在住者を優先します。
- 2号認定は、保育園と同様に4月入園希望であれば、12月上旬までに市役所（保育所・幼稚園課）に申請する必要があります。

### 【 2. 保育料等の負担額 】

- 毎月の保育料については、1号認定、2号認定ともに、ご家庭の所得の状況に応じて決定されます。
- その他、教材費や行事費、給食費等の実費負担があります。

# こども園の基本的な1日のながれ イメージ図

時間	3・4・5歳児	
	[2号認定] 保育園的 な利用	[1号認定] 幼稚園的 な利用
9:00	順次登園	
	教育・保育 (共通利用)	
	昼食(給食)	
14:00	教育・保育 (共通利用)	
	(午睡)	降園
	保育	預かり 保育
17:00	[閉園]	

※ 時間等は、目安です。

## 【共通利用時間】

年齢ごとに学級で活動し、全員が一緒に遊んだり給食を食べたりします。



みんなで食べる  
給食はとっても  
おいしいよ!

### ③ 民間移管までの進め方について

民間移管に伴う園児への影響を最小限にするとともに、保護者の不安を解消するため、円滑に民間移管を進められるように取り組んでいきます。

#### (1) 平成29年度以降の主な項目について

##### 【 随時 】

1. 保護者説明会

##### 【 平成29～30年度前半まで 】

1. 移管先法人の選定
2. 三者協議会の設置
3. 引継計画の策定

##### 【 平成30年度後半～移管前 】

1. 引継の実施
2. 移管後のこども園運営に関する協定の締結

### ③ 民間移管までの進め方について

#### (2) 保護者説明会について

- 保護者の不安を解消し、ご理解とご協力をいただけるよう、移管準備の進行に合わせて、説明会を開催します。

開催時期（案）	主な内容
移管先法人の募集前	法人の選定方法、募集要項作成に向けた保護者アンケートの実施、意見聴取等
移管先法人の決定時	審査結果、移管先法人の紹介、三者協議会の設置等
引継計画の策定時	引継計画の内容等

その他、引継期間中や移管前等、随時説明会の開催等により情報提供に努めます。

# ③ 民間移管までの進め方について

## (3) 平成29～30年度前半まで

### 1. 移管先法人の選定

- 移管先法人の選定にあたっては、公平性・透明性・専門性を担保するため、学識経験者等から構成される「奈良市幼保施設運営事業者選定委員会」を開催し、選定委員会の審査結果を基に、移管先法人を決定。

#### (1) 奈良市及び選定委員会の役割

##### [募集要項の策定]

募集条件、選定条件等、募集要項の内容を決定します。

##### [保護者アンケートの実施]

保護者アンケートを実施し、募集要項や選定課程、移管後の運営にできる限り反映できるよう取り組みます。

##### [応募法人の審査]

書類審査及びヒアリング審査のほか、応募法人が運営する幼保施設の現地視察を行います。

# ③ 民間移管までの進め方について

## (3) 平成29～30年度前半まで

### 2. 三者協議会の設置

- 円滑に民間移管が行われるよう、移管先法人が決定次第、在園児保護者代表、奈良市、移管先法人で構成する三者協議会を設置します。
- 移管後の園運営の重要事項の決定については、この三者協議会において協議を行い、合意形成を図ります。

### 3. 引継計画の策定

- 園児への影響が出ないよう、園児に関する健康・発育などの記録を基に、一人ひとりの生活の様子などを移管先法人との共同保育により引継を行います。
- 教育・保育のほか、行事、保健衛生、安全対策、地域との関係など施設運営全般についても引継を行います。

# [ 問い合わせ先について ]

本日の説明内容や、奈良市の取組についてご不明な点があれば、随時お問い合わせください。

## 子ども政策課の問い合わせ先

[ 担当課 ] 奈良市 子ども政策課（市役所中央棟3階）

[ TEL ] 34-4792

[ FAX ] 34-4798

[ MAIL ] [kodomoseisaku@city.nara.lg.jp](mailto:kodomoseisaku@city.nara.lg.jp)

[ 幼保再編に関する市ホームページ ]

➤<http://www.city.nara.lg.jp/www/genre/0000000000000000/1366066836305/index.html>

